

第2章

マレーシアの開発体制

はじめに

マレーシアは、19世紀後半以来のイギリス植民地期、1942～45年の日本軍政期を経て、57年にマラヤ連邦（Federation of Malaya）として独立を達成した若い国家である。独立後、このマラヤ連邦にシンガポール・北ボルネオ・サラワク・ブルネイを加えたマレーシア連邦（Federation of Malaysia）が提唱され、ブルネイを除いた地域の参加をみて1963年に正式な発足をみた。しかし、早くも2年後の1965年には華人政党とマレー人政党の対立によってシンガポールが単独で分離・独立し、現在のマレーシアの版図が確定した。したがって、仮にシンガポールの分離をもって実質的なマレーシアの成立と見なすのであれば、国家としての現在の枠組みが整ってからまだ30年にも満たないことになる。この間マレーシアの経済は他の発展途上国との比較において目覚ましい成長を遂げ、国民の生活水準にも著しい向上をみた。しかし、他の多くの東南アジア諸国と同様、政治・社会をも含めた本格的な発展と成熟はむしろこれからの段階にあるといえる。実際、マレーシアにおいては開発体制と呼べるものが成立したのは1980年代に入ってからであり、しかもその制度的確立をみたのはここ数年のことである。したがって、たとえばシンガポールのように、分離・独立後比較的早い時期に開発体制の名に値するような緻密な政治体制・行政機構の確立をみたわけではない。1950～70年代のマレーシ

アは、開発体制成立のための準備期間にあったといえる。そのため、マレーシアの開発体制を見る場合は、この期間の分析が重要な意味を持つと考える。本章の分析はこの点を踏まえて行なう。

ところで、現在の政治学の分析枠組みのなかでマレーシアの政治体制をどのように見るかは難しい作業であり、必ずしも一義的な解釈が確立しているとはいえない。視座をどのように設定するかによって、分析結果にかなりの相違が見られるからである。例えば、マレーシアの政治体制は権威主義体制（authoritarianism）か否かという基本的な問題に関しても見解は分かれている⁽¹⁾。また、マレーシアの政治指導者の統治手法についてもその評価は一定していない。歴代政権が、マレー人優位と諸民族の調和という矛盾する政治的課題の解決に腐心してきたという点ではほぼ一致する。しかし、ラーマン（Abdul Rahman, Tunku）初代首相のように、比較的種族の調和を重んじたために主として西欧民主主義の支持者からは評価されながらも、一部からは指導性の欠如した政治家として批判される指導者もいる。反対に、現マハティール（Mahathir Mohamad, Datuk Seri Dr.）首相のように、強権的独裁政治の典型として国内外の批判が少なくないにもかかわらず、マレーシアのように利害が複雑に錯綜する多民族社会の指導者としてはむしろ適任だと、積極的な評価が見られる指導者もいる。

このようなマレーシアの政治体制の性格、あるいは各々の政権の統治手法について論ずることは、極めて興味深いテーマであるといえる。しかし、本章においてはこのような議論は必要な限りにおいてふれることはあっても深くは立ち入らず、第1章に示された分析枠組みに従いながら、マレーシアの開発体制の成立とその背景について考察を進めることとする。構成は、第1節で開発体制成立以前と成立期の政治・経済を比較し、第2節で開発体制の形成過程を政治・行政・経済の各分野に分けて分析し、第3節でマレーシア型開発体制の論理構造ならびに体制の具体的な担い手を明らかにし、第4節でマレーシア型開発体制の特質と問題点を明らかにし、最後に開発体制と経済成長の関連を手短かに検討する。

第1節 マレーシアにおける開発体制の成立

1. 開発体制成立以前の政治と経済

本章では、マレーシアにおける開発体制を基本的にマハティール政権期と規定する。端的に言えば、開発体制の成立要件が同政権においてすべて満足されるに至ったということである。この点は後に詳述する。同首相の就任は1981年7月16日である。一方、マラヤ連邦の成立は1957年8月31日であり、独立後だけでも24年が経過している。さらに、1945年8月の日本軍政終了を起点とすると、独立までの移行期12年を含めて36年という時間が経過していることになる。この間、歴代政権は山積する国内外の諸問題に取り組んできたわけであるが、それは結果的に開発体制成立に向けて政治・経済・社会の各々の分野での基盤作りが進められていった期間と考えられる。逆に言えば、マハティール政権成立以前の各政権において取り組まれた諸政策が、同政権になっていわば花を開いた形になったということである。その意味では、この36年間あるいはそれ以前の時期をも含めた期間の政治・経済・社会の分析に、ある程度の比重を置かなければならないといえる。ここではまずこの期間の政治および経済の基本的潮流について考察してみたい。

(1) 独立以前

1942～45年の3年間の日本軍政期は、いうまでもなくマラヤ住民独自の政治活動が禁止された時期であったが、同時に戦後の政治・経済・社会の歪みを基礎づけた時期でもあった。すなわち、①日本軍の華人に対する弾圧によっていまだに根強い反日感情が生まれ、戦後の日本の資本進出に対する拒否反応のもとともなったこと、②華人に対する対抗策としてのマレー人優遇策が種族間の対立を助長し、後の「ブミプトラ政策」(Bumiputera policy)へとつながるきっかけを作ったこと、③華人に対する弾圧に対して、華人を中核と

するマラヤ共産党 (Malayan Communist Party, 以下 MCP と略) がマラヤ抗日人民軍 (Malayan People's Anti-Japanese Army) を結成し勢力を拡大しながらゲリラ活動を展開したため、戦後の政治的混乱と反共主義を生み出したこと、④それまでのマラヤの経済を支えていた錫およびゴムの輸出体制が崩壊し、戦後の経済再建に遅滞を来したこと、などがその主要なものとしてあげられよう。

1945年の日本軍政終了から57年のマラヤ連邦成立までの12年間にわたる期間の基本的な政治課題は、マレー人・華人・インド人が各々種族政党を結成し、自らの利益代表として活動するなかで、マレー人の政治エリート層が諸勢力を糾合して独立を達成することにあつたといえよう。それは、なによりも多種族の社会をひとつの国家に統合する協調の過程であると同時に、インドネシアとの合併を主張するマレー人急進派やゲリラ闘争を展開する共産主義勢力との闘争の過程でもあつた。

この期間のマラヤの政治を特色づけるとすれば、次の諸点があげられよう。①根強く残る種族間対立のなかで、各種族のエリート層を中心に種族協調が模索され、後の政治支配体制の基本となる連合政権が誕生した。②共産主義勢力の武力闘争が継続され、政治指導者層のみならず一般国民にも反共意識が醸成された。③イギリスは、第2次大戦終了後にマラヤに独立を与えることを基本路線として決定しており、そのため旧植民地政府との間に独立獲得のための武力闘争がなかった。これがために、日本占領期に軍事訓練を受けた集団がいたにもかかわらず、インドネシアのように政治の表舞台に立つことはなかった⁽²⁾。このような軍人の政治不関与は、以後のマレーシアの政治体制のあり方に大きな意味を持つことになった。

後にマレーシアの政治支配勢力の中核となる主要政党は、いずれもこの時期に誕生している。マレー人においては、マレー人貴族・高級官僚・農村指導者層によって早くも1946年に、統一マレー人国民組織 (United Malays National Organisation, 以下 UMNO と略) が組織された。また、インド人はやはり1946年にマラヤ・インド人会議 (Malayan Indian Congress, 以下 MIC と略)⁽³⁾

を組織して自らの地位の向上を図っていた。一方マラヤ共産党の中核を占めているために、植民地政府やマレー人社会から警戒の目で見られていた華人たちも、自らの立場を守る必要性から、財界有力者や反マラヤ共産党の立場をとる人々を中心にして、1949年にマラヤ華人公会 (Malayan Chinese Association: 以下 MCA と略)⁽⁴⁾ を結成した。これら 3 大種族政党が基本的に各々のコミュニティの利益の代弁者であったことはその成立の経緯からして当然であったが、そのみならず、指導者層が上層階級に属して英語による高等教育を受けているため、コミュニティを超えた意思の疎通が可能になり、それによって連合政権成立の基礎が形作られたという点は、各党がすでに大衆化した今日においても一定の意味を持つと考えてよいであろう⁽⁵⁾。

1952年に行なわれたクアラルンプール市議会選挙では、UMNO は MCA と手を結んで連盟 (Alliance) を結成し、圧勝した。この選挙はいくつかの点でマレーシア政治史上に大きな意味を持っているが、そのひとつは、これ以降マレー人および華人が個別の政党組織を維持しながらも、選挙においては協力関係を結ぶようになっていったことである。1952年から翌53年にかけて行なわれた地方議会選挙においても選挙協力は大きな成功を収め、55年の連邦立法議会選挙へ向けての MIC の連盟加盟へとつながった。この選挙においては、連盟は52議席中51議席を獲得して政治基盤を固め、1951年に UMNO の新しい指導者となったラーマンのもとで、57年8月31日独立の達成をみたのである。

経済分野に関しては、依然として戦前来のモノカルチャー経済構造が支配的であり、主要な輸出品目は天然ゴムと錫が中心であった。米作を中心とする農業部門は国内消費分さえ十分に満たせず、また本格的な農村開発は手つかずの状態であった。後年一般的になる5カ年方式開発計画の初歩的な形態である開発計画草案 (Draft Development Plan of the Federation of Malaya, 1950-1955) および第1次マラヤ計画 (First Malaya Five Year Plan, 1956-1960) が各々策定されたが、開発計画と呼ぶにはその手法は単純すぎた⁽⁶⁾。さらに、計画の主要眼目は天然ゴムの輸出拡大であったが、そのための自治政府の介

入は最小限度にとどめることを基本としていて、国家が強力な指導性を発揮した後年の開発計画とは本質的に異なったものといえる。

(2) ラーマン政権期

初代首相であるラーマンは1970年までの13年間にわたって首相をつとめ、後年「建国の父」(Bapa Malaysia)あるいは「独立の父」(Bapa Merdeka)と称された。マレー人の代表として彼らの政治的・社会的優位を保とうとしながらも、同時に華人やインド人との融和を図ろうという政治手法をとったこともあり、程度の差こそあれマレー人以外の人々からも一定の尊敬を得てきた。ラーマン首相就任直後の主要政治課題のひとつは、マラヤ連邦をマレーシア連邦として拡大・発展させることであった。前述したとおり、これは北ボルネオ・サラワクの参加、ブルネイの不参加、シンガポールの分離・独立というかたちで決着をみることになった。同連邦の成立は、対外的にはインドネシアおよびフィリピンとの間に緊張関係を生み出したが、シンガポールの分離ならびに1965年の「9・30事件」以後のインドネシアの外交政策の転換などによって、次第に緩和の方向に向かった。ところが、このような「外圧」の消滅の一方において、国内では種族対立が激化することになった。すなわち、1969年5月10日の第3回総選挙における与党グループの敗北と野党の躍進を発端として5月13日にマレー人と華人の間に種族暴動が発生し、憲法と議会が停止されて国家運営評議会(National Operations Council, 以下NOCと略)が全権を掌握するという非常事態が発生したのである。そして、ラーマンの次に政権を担当することになるラザク副首相が同評議会の議長となった。ラーマンは、結局この事件後政治的実権を喪失し、翌年には首相を辞任することになるのである。

ラーマン政権期の政治の特色をまとめると次のようになろう。①独立達成、マレーシア連邦の結成による国家形成の成功と外圧の消滅、②MCPの弱体化、③種族間、より正確には種族エリート間の融和を重んじる妥協的政治統治、④伝統的イギリス資本の擁護、米・日資本の積極的誘致、アメリカの北

ベトナム爆撃支持などに見られる親西側外交，⑤マレー人種族主義に対する妥協的政治統治の敗北，などがその主たるものである。

経済分野においては，第2次マラヤ計画（Second Malaya Five Year Plan, 1961-1965）および第1次マレーシア計画（First Malaysia Plan, 1966-1970）が施行され，特に後者においては，農村開発がマレー人の所得を向上させるとの観点から開発支出の26.3%が農業・農村開発部門に当てられた。これに対して，商工業部門には3.3%が振り向けられたただけであった⁽⁷⁾。また，米の自給化を含む農産物の多様化政策が導入されたが，結果的にマレー人はこれまでと同様に農村に縛りつけられることになり，UMNO内部のラーマン批判を高めることになった。他方，第1次マレーシア計画のもうひとつの柱は外資の積極的導入であった。この点に関しては，1968年の「投資奨励法」（Investment Incentive Act）に基づいて米・日を中心とする外国資本が低賃金労働力を求めて流入し，輸入代替産業が成長を遂げることである程度の成功を収めたと考えられる。ちなみに，国内総生産に占める製造業の比率は，この間，1960年の8.5%から65年の10.4%へ，さらに70年の13.4%へと高まっている⁽⁸⁾。製造業の就業人口比率も，1965年の8.4%から70年の9.2%に上昇した。一方，農業の就業人口比率は1965年の52.1%から70年の49.5%に低下している⁽⁹⁾。

(3) ラザク，フセイン政権期

ラーマン首相は1970年8月30日に辞意を表明し⁽¹⁰⁾，ラザク（Abdul Razak, Tun）副首相が9月23日第2代首相に就任した。新政権の最重要課題は，5月13日事件によって混乱した社会の秩序回復にあった。同政権成立直前の1969年7月1日，ラザクNOC議長（当時）は，政府の役割がそれほど前面には出なかったそれまでの開発計画とは根本的に異なる，国家の全面的な介入による，そしてマレー人を主たる受益者とする「新経済政策」（New Economic Policy, NEP—マレー語で Dasar Ekonomi Baru, DEB）を発表した。また，7月10日には，小学校における英語および各民族的の母語以外の科目の教育言語

を、1970年から順次マレー語とすることが発表された⁽¹¹⁾。このような一連のマレー人優遇政策は、ブミプトラ政策と呼ばれ、これ以後マレーシアの政治・経済・社会のすべての分野において決定的な意味を持つ、国家運営の基本原理となったのである。

5月13日事件の收拾が進むにつれて社会秩序は徐々に回復され、国内の政治制度も新政権の方針に見合う形で整備が進んでいった。ラザク首相就任後の1971年2月にはNOCが解散して非常事態宣言が解除され議会も再開されたが、そこではいわゆる「敏感問題」(sensitive issues)⁽¹²⁾が取り上げられ、これに関する議論を禁止する旨の憲法改正が行なわれた⁽¹³⁾。このような「抑圧装置を備えた議会制民主主義」の下で、UMNOを中心とする与党グループは、1973年に連盟を拡大して国民戦線(Barisan Nasional, 以下BNと略)を結成し、翌年の第4回総選挙で圧倒的な勝利を収めた。その後、ロンドンで病氣療養中のラザク首相が1976年1月14日に急死するとフセイン(Hussein Onn, Tun)副首相が第3代首相に昇格したが、BNの優位に変更はなく78年の第5回総選挙でも勝利を収め、BNの中核であるUMNOの政治支配がますます強化されることになるのである。

ラザク、フセイン両政権期の政治の特徴として、次の諸点が指摘できるであろう。①ラーマンの種族融和型政治の終焉とブミプトラ政策に象徴される強力なマレー人優先型政治の開始、②ラザク、フセインの政治姿勢の基本的共通性である硬軟織りませた政治手法、③本格的連合政権政治の開始、④国内治安法(Internal Security Act, 以下ISAと略)⁽¹⁴⁾の強化、UMNOの国内主要メディア買収による言論統制の強化、⑤国語「マレーシア語」(Bahasa Malaysia)の普及とマレー人大学生比率増加によるマレー人エリート層の拡大、⑥労働運動の規制強化、⑦新経済政策によるマレー人内部の貧富差の拡大、イラン革命の影響、マレー・アイデンティティーの模索の動きなどを背景とするイスラム新勢力(イスラム原理主義運動)の登場、などである。

経済分野においては、この時期に本格的な経済開発のための政策が次々と打ち出されていった。まず新経済政策を全面に押し出した第2次マレーシア

計画 (Second Malaysia Plan, 1971-1975) が実施段階に入った。「貧困の除去」(eradication of poverty) および「社会構造の再編成」(restructuring of society) が新経済政策の主要目標である。前者は種族無差別的であるが、後者は主に種族間 (マレー人と非マレー人) ・地域間 (都市と農村) の格差是正をうたうものであった。その具体化のための法律の整備、各種政府機関の設立が相次いだ。第3次マレーシア計画 (Third Malaysia Plan, 1976-1980) では、外資も含めた民間部門の比重を第2次計画よりも大幅に高める内容で実施されたが、結果的に民間投資は振るわず、公共投資の比率が増加して経済における国家の役割が増大した。開発政策の手法としては、農業・農村開発中心型から工業開発重視型へと漸次転換が行なわれた。すなわち、すでに限界が見えてきていた輸入代替型工業化に代わって労働集約的な電機・繊維産業に重点を置く輸出指向型工業化が育成の対象となり、これが工業部門における成長の牽引車の役割を果たすことになった。実際、1970～80年の10年間に、製造業部門の年平均実質成長率は12.5%、対GDP比率は13.4%から20.5%に増加し、就業人口比率は11.4%から15.8%に増加した。これに対して、農林水産業部門の年平均実質成長率は4.3%、対GDP比率は30.8%から22.2%に低下し、就業人口比率も50.5%から40.6%に低下したのである⁽¹⁵⁾。

2. マハティール政権と開発体制の成立

フセイン首相は心臓病の治療のため1980年末渡英し同地で手術を受けたが、その後の回復が思わしくなく、間もなく辞意を表明した。直ちにマハティール副首相が首相代理となり、1981年7月16日正式に第4代首相に就任した。同首相は、1969年の下院議員選挙で落選し、その直後発生した5月13日事件の処理をめぐる当時のラーマン首相を手ぬるいと批判しUMNOから除名されたが、ラザク首相の下で復帰を果たし、以後政権の中枢に位置し続けるという経歴を持つ。このような、いってみれば一度政治的に失脚した人物が返り咲きを果たし、しかも最高権力者に就任するという事自体に、

ブミプトラ政策という根本的に矛盾を抱えた政策目標を強力なリーダーシップの下で遂行しなければならないというマレーシア政治の本質が表われているということができよう。

ところで、マハティール政権の成立をもってマレーシアにおける開発体制の成立と規定する根拠は何か。第1章において明らかなように、開発体制は次の4点を不可欠の成立要件としている。すなわち、第1に開発至上主義、第2に国家主導型開発、第3に権威主義的政治体制、第4に議会制民主主義形態である。前述したとおり、マレーシアにおいては、これら4要件の基本的部分はすでにフセイン政権終了時までにある程度その態様を整えていたと考えられる。それではマハティール政権期とそれ以前を分ける最大の基準は何か。第1点は、露骨な独裁政治に見られる権威主義的政治体制の確立という点である。いいかえれば、マハティール政権以前においては、政府批判勢力に対する抑圧は仮にあっても全面的・組織的なものではなく、各政権がその時々既存の抑圧装置を硬軟両用おりませながら利用する方法でなされてきたと考えられる。1970年代後半における国内治安法による逮捕者の増加、69年以降の頻繁な労働法改正による労働運動の抑圧を「硬」とすれば、工業調整法（Industrial Coordination Act, 1975）に対する華人系企業や外資系企業の反対にこたえて77年と79年にマレー人優先条項を緩めたことなどは、「軟」の例といえよう。これに対して、マハティール政権においては抑圧が全面的・組織的に行なわれるようになった点に基本的な相違がある。次に第2点として、第1点とも密接に関連することであるが、立法・司法部門に対する行政部門の優位指向が明確になったことがあげられる。いいかえれば、経済・社会開発に国民の総力を動員させようという中央集権的政治体制が指向され、それに伴って行政の権限が強大になったということである。第3点は、経済政策面において国家の全面的・直接的介入による重工業政策が開始されたことである。

まず第1点について考えてみよう。マハティール首相の独裁指向型の政治スタイルが具体化した代表的な例が、1987年10月27～28日にかけて一気に実

行された大量逮捕事件である。これは、教育省が華語小学校の校長・教頭に華語を話せない者を任命するという方針を採用したことに對して華人が反発したため、マレー人との間に種族暴動⁽¹⁶⁾が起きると危惧した政府が、反政府系（と目された）要人を大量に逮捕・拘留した事件⁽¹⁷⁾である。この事件の最大の特徴は、逮捕・拘留者の範囲が政治家のみならず、人権活動家、教育者、環境保護運動家、宗教関係者までも含んで極めて広範にわたることにあった。また、実際に種族暴動の危機を煽ったと思われる者（UMNO 過激派）よりも、日頃の反政府的言動の程度の強い者すなわちマハティール政権に都合の悪い人物を、国内治安法の規定を最大限に活用して長期に拘留したことも指摘しておかなければならないであろう⁽¹⁸⁾。これは、戦後のマレーシアにおいては、5月13日事件とともにその政治史上持つ意味が極めて大きい事件であるといえる。

このような政府批判者の排除のみならず、マハティール首相は政権獲得後の比較的早い時期から、マレー人内部の旧支配者層の弱体化をもくろんでいた。国王・スルタンの特権を定めた憲法の改正問題がそれである。マレー人貴族階級の特権を云々するというようなことは、同政権以前には考えられないことであった。というのは、歴代の政権はすべて貴族階級の出身者だったからである。初めて平民階級出身の首相となったマハティールにとっては、マレー人貴族、特に国王・スルタンが持つ様々な政治上の権限と、それに基づいて前政権期から露骨になってきたスルタンの政治介入は、いわば「目の上のたんこぶ」であったと思われる。1983年8月1日、政府は憲法改正案を下院に上程した。改正は22箇所に及ぶが、政府にとっての眼目は国王・スルタンの権限を制限することにあった。すなわち、①連邦議会が可決した法案は、国王に提出後15日で国王の裁可が得られたものとみなし自動的に成立する、②首相は、国王に対し非常事態を宣言するよう勧告する権限を持つ、などである。この憲法改正案は下院・上院を短期間で通過し、国王に送付された。これに對して、当然国王・スルタンからは強い反発が出た。UMNO 内部の旧指導者層からも反対意見が出された。首相は、UMNO 内部の取りま

とめにも手間取りながらも上記2点を削除ないしは再修正した妥協案（再改正案）を新たに議会に提出し、これを国王・スルタンに受諾させることで当面の目的を達成した。

同趣旨の憲法改正は1992年から93年にかけて再び試みられた。1992年11月のジョホール州スルタンの暴行事件をきっかけに、政府はスルタンの免責特権を剥奪する憲法改正案を議会に提出、93年1月に上下両院を通過させ、翌2月にはクランタン州スルタン以外の国王・スルタンは、改正案を一部再修正のうえで受け入れるに至った。今回の改正案は、国教であるイスラム教の守護者であり、マレー人統合の象徴でもあるスルタンの権威そのものを弱体化しようという全面闘争を意味している。マハティール首相が国王・スルタン層に対して挑戦を繰り返すのは、単に首相が平民階級の出身であるからというだけでは説明はつかない。やはり、旧支配者層の力をそいで行政府主導型の国家運営を軌道に乗せ、数年来の高度経済成長を持続させて、マレーシアを21世紀までにNIEsへと発展させるという首相の意欲の表れと見るべきであろう。また、伝統的支配層に対する国民の意識も経済発展を背景に変化してきており、そこに表れた国民の支持が首相の挑戦を容易にしているように思われる。

言論の自由も歴代政権より大幅に制限されることになった。法律面からいうと、印刷・出版業法（Printing Presses and Publications Act, 1984）が制定され、国内外の政府批判を事前に封じ込める法的根拠が与えられた。同法は1987年の大量逮捕事件後改正され、内相（マハティール首相が兼務）の権限が強化された。なお、同事件直後には *The Star*（英語紙）、*Watan*（マレー語紙）、『星洲日報』（華語紙）が発禁処分となり、翌1988年3月になってやっと出版許可証が再発行されている。BNの資本所有を通じて政府の管理統制下にあったマスメディアも、それまでは時として果敢に政府批判を試みていたが、同事件以降沈黙を守ることになった。近年はマスメディアに対する政府の締めつけがやや弱くなった面が見受けられるが、これは経済発展の実績でマハティール政権に余裕が出てきたためと考えられるとしても⁽¹⁹⁾、政権が民主化した

結果とはいえないであろう。

次に第2点、すなわち立法・司法部門に対する行政部門の優位指向について見てみたい。これにはまず、マハティール政権が司法制度に介入して行政の優位を図ろうとした点が指摘できる。一例が、1988年3月に議会に提出された憲法改正案である。この改正案の主眼は、従来憲法が裁判所に対して保証していた連邦の司法権を、「連邦諸法が裁判所に対して付与するもの」とする点にあった。いかえれば、裁判所が最終的な法的判断者ではない場合が出てくるということである。これは明瞭な司法権の制限といえる。先にも述べたとおり、1969年の5月13日事件以降、反政府勢力の摘発を目的としてISAをはじめとする治安維持関係の諸法が整備・利用されたが、司法制度そのものに対する直接的な行政介入はなかったといってよい。ところが、マハティール政権になってからは、従来まがりなりにも維持されてきた三権分立が危機に見舞われることになった。この点で、マハティール政権と従来の政権の間には明らかな断絶がある⁽²⁰⁾。最高裁を頂点とするマレーシアの司法制度を支える裁判官たちは、本来保守派に属するマレー人エリート層であり、民主主義や人権といった西欧的な価値に対して、従来から全面的な支持を表明してきたわけではない。それでも、過度に抑圧的な政治に対しては、時として政権側に不利な判決を下したことがあったのも事実である。これに対して、マハティール以前の歴代政権はそれを受け入れるか、そうでなければ新法を制定して法的効果を遡及させるという対応手段をとってきた。しかしながらマハティール政権の改正案が実現したことにより、まさに司法は政府権力に対する有効な抑止力ではなくなってしまったのである⁽²¹⁾。このようなマハティール政権の司法介入に対して、当然のことながら司法側は強い拒否反応を示した。司法権の独立をうたって政府を批判したサレー最高裁長官（Salleh Abas, Tun）は、停職ののち最終的に辞任に追い込まれた。ニューヨークに本部を置く人権擁護法律家委員会（Lawyers Committee for Human Rights）はこれを司法に対する襲撃だとして非難したが⁽²²⁾、政府に対する有効な攻撃手段とはならなかった。ここにおいて、すでに立法府を掌握していたマハ

ティール政権は、司法府を行政府に従属させることに成功したのである。

ところで、マハティール政権はその成立直後から清潔で能率的な政府(clean and efficient Government)⁽²³⁾をスローガンとして掲げ、政府高官の資産公開制度の徹底、汚職摘発の強化、中央官庁の会計検査の強化、首相自身を含むすべての公務員の名札の着用、タイムレコーダーの導入などの具体策を矢継ぎ早に実行した。しかし、現職閣僚にさえ汚職の噂が絶えないような行政の現実を見ると、このような当初の試みが必ずしも有効に実現しているとは思えない。かといって、マハティール首相が単に行政権力の拡大だけを望んでいたという非難は当たらないであろう。前述した司法介入もそうであるが、国家の発展を最優先させるとする観点からすれば、行政権を強力かつ効率的に行使するための障害を取り除く措置や試みには、たとえそれが強権によるものであっても正当性を有するとの判断がその根底にあったと思われる。

次に、第3点の経済運営面について見てみよう。マハティール政権期の開発政策には、前政権までとは異なった特徴が見られるであろうか。政治ならびに行政分野においては、同首相の強権的ともいえる手法が時間の経過とともにますます明確になったことはすでに見た。経済分野においては、彼が副首相兼商工相時代に、マレーシア重工業公社(Heavy Industries Corporation of Malaysia, 以下HICOMと略)ならびに日本の総合商社に類似した合弁企業を設立する旨の構想を明らかにしている。HICOMは、重工業分野におけるプロジェクト管理を主たる業務とするもので、政府の全額出資により1980年に設立された。同社の設立は、第4次マレーシア計画における重工業重視政策を受けたものである。このことは、公共開発支出(public development expenditure)における農業・農村開発向け支出と商業・工業向け支出の比率の変化にも見て取れる。すなわち、第2次マレーシア計画では前者が21.7%、後者が16.5%⁽²⁴⁾、第3次マレーシア計画では前者が18.7%、後者が13.0%であったのに対して⁽²⁵⁾、第4次マレーシア計画では、前者が11.8%、後者が27.3%⁽²⁶⁾となっており、第4次マレーシア計画における重工業重視は明白である。いいかえれば、1980年代に入ってから公的資本の直接的導入と

いう、国家規模の工業化政策が展開することになるのである。

マハティール首相は、先に述べたように、政治の表舞台からの一時的追放と自著『マレー・ジレンマ』(Malay Dilemma)の発禁によって、1970年代にはマレー過激派と目されるようになっていた。しかし、副首相兼商工相時代における新経済政策の運営はフセイン首相の路線を受けて比較的穏健な指揮を取っており、BN内の非マレー人政党にも十分に受け入れられていた⁽²⁷⁾。また、閣僚人事についても前政権との継続性を重視し、多くの大臣を継続登用するとともに副大臣、政務次官を昇格させるというオーソドックスな手法をとった⁽²⁸⁾。しかしながら、他方において同首相はフセインとは異なって首相就任時にはすでに党総裁の地位を得ており、最初から党と政府を掌握できる立場にあったといえる。このような状況の下で、元来彼が持っていた政治家としての個人的資質(根回しを嫌い、明確なビジョンを示す。独裁的とも思われる強力なリーダーシップ指向)が十分に発揮され、国家利益優先型の政治体制を固めていったものと考えられる。

このように、マハティール政権の成立をもって開発体制の成立と考えると、開発体制の制度的完成ないしは確立はいつになるか。それについては、「概ね1986~87年をもって開発体制が確立した」と考えるのが適切であると思われる。政治的現象としては前述した1987年の大量逮捕事件を、経済的現象としては同年のGDPにおける製造業比率と農林水産業比率の逆転、ならびに86年の投資奨励法の施行に基づく外資規制の大幅緩和をその根拠としてあげたい。なお、1986年には輸出総額に占める電機・電子産業の比率が石油の比率を抜いたことも付け加えておきたい。他方、開発体制を基礎づける様々な基盤の整備については、ある局面については独立以前の時期から、別の局面についてはラザク政権期に入ってからと、多様であると考えられる。次に、これらの点について考察してみたい。

第2節 開発体制の形成過程

1. 政治分野

マハティール政権成立以前の時期における政治の主要な動向についてはすでに簡単にふれたので、ここでは政治・社会分野における主要勢力がどのように開発体制に向けて統合されていったのかを概観する。

《与党》 与党グループ BN が1973年⁽²⁹⁾に誕生し、74年の総選挙で勝利を収めたことはすでに述べた。UMNO が現在のような支配的な地位を獲得できたのは、総選挙に勝利するための工夫であったとはいえ、UMNO・MCA・MIC の3政党だけからなる連盟を拡大して少数政党を取り込み、BN を結成したことによる。これはラザク政権の功績といってよかろう。BN 結成以降政党全体に対する支配力が強まり、政権の基盤がより安定することになった。その過程において、小選挙区制による議席の独占、公共開発投資の重点的配分といった、様々な野党対策が講じられたため、政府批判勢力は有効な対抗手段を打ち出すことができなかった。1970年代にこのような政治スタイルを確立した UMNO は、マハティールという強力な指導者の下、80年代に入って政治・経済・社会のあらゆる分野に地歩を占めることになった。

《野党》 非合法組織である MCP を別にすれば、独立以後の半島部マレーシアにおける主要野党は、事実上の華人政党である民主行動党 (Democratic Action Party, 以下 DAP と略) とイスラム政党である全マレーシア・イスラム党 (Parti Islam Se-Malaysia, 以下 PAS と略) の2つである。前者はマレーシアの野党のなかで最も行動力と集票力に富むといってよく、UMNO にとって最大の対抗勢力である。後者は一時期 BN に参加したこともあるが1977年に脱退し、その後一貫して反 BN・反 UMNO の立場をとっている。いずれにしても、これら野党勢力が担う政治的・社会的な意義は別にして、少なくとも議席数からいえば BN・UMNO を脅かすほどの勢力に

なったことはないといえる。このことはマハティール政権成立以降も基本的に変わっていないと考えるべきであろう。これには、選挙制度が野党に不利になっているため得票率ほどには議席が獲得できないこと⁽³⁰⁾、政治活動に対する法律上の規制が厳しいことなどの外的な要因のほか、政党の社会基盤が著しく異なるため野党間協力が難しいこと、野党内部の主導権争い⁽³¹⁾など内的な要因も作用しているように思われる。また、現在のところまだ詳しい分析はなされていないが、BNに対する国民の潜在的な不満が高いにもかかわらず、それがそのまま反BN票に直結していないように思われるのは、近年の高度経済成長を背景として国民の間に急激な変化を嫌う心理的傾向が出てきたためではなかろうか。都市部・農村部を問わず、偏った経済政策に対する批判がある一方において、経済生活の全般的な向上を否認するような声はほとんど聞かれない。野党も、少なくとも経済分野においては、総合的・体系的な政策を打ち出すほどの力量を持っていない。総選挙で野党票が一定限度以上に伸びないのは、国民の間に野党に対する強い信頼感が醸成されていないためといえることができる。

《労働組合》 独立以前に2つの全国的労働組合組織が結成され、今日に至っている。マレーシア労働組合会議 (Malaysian Trades Union Congress: MTUC) ならびにマレーシア官公労会議 (Congress of Unions of Employees in Public and Civil Services: CUEPACS) である。前者は1950年に前身組織が結成され、64年に現在の名称となった。民間部門を主力とする。後者は1948年に前身組織が結成され、57年に現在の名称となった。官公部門を主力とする。マハティール政権成立前における労働組合関係事件として重要なのは、1978年のマレーシア航空 (Malaysian Airline System: MAS) と航空従業員組合 (Airlines Employees Union: AEU) との争議である。ISA まで発動されたこの争議がもたらした結果として、①労働法、特に労働組合法 (Trade Unions Act, 1959) ならびに労使関係法 (Industrial Relations Act, 1967) が労働組合に不利な形で改正されたこと、②労働組合内部に分裂の動きが出てきたこと (MTUC の内部対立、CUEPACS との対立)、③マハティール政権成立後はルック・イースト政策

(Look East Policy) との関連で労働組合の細分化政策が進められ、概ね1983年以降産業別組合から企業内組合 (in-house union) への再編成が行なわれるようになったこと、があげられよう。

《マスメディア》 マレーシアの主要メディアは、現在すべて政府の直接管轄下ないしは UMNO をはじめとする BN 内政党の傘下にある。すでに1960年代には有力政党・政治家によって資本と経営権の掌握が進んでいたが、政府に対する批判の度合いには、支配政党または使用言語によって違いが見られた。特に新聞の場合は、この違いが比較的明確であったといえる。例えば、UMNO 傘下のマレー語紙が最も政府寄り・マレー人寄りであり、英語紙がこれに次いだ。MCA 傘下の華語紙、英語紙は時として政府に批判的な論調を示すことがあった。このような状況が一変し、一切の政府批判が許されなくなったのが1987年の大量逮捕事件以降であるが、このことはすでに述べた。いいかえれば、従来から政府の掣肘下にあったマスメディアは、少なくとも国内政治問題に関しては直接的な批判は許されなくなったわけである。

《イスラム勢力》 イスラム教は国教として特別の地位にあり、またマレー人はすべてイスラム教徒であるので、政治との関連で問題になるのは、いわゆるイスラム原理主義運動 (dakwah movement) を背景とするイスラム諸勢力の動きである。これらの勢力は5月13日事件を端緒として1970年代に組織と活動を拡大するが、政府系グループから武力闘争を容認する極右グループまであり、活動主体・支持母体も様々である。思想的には、イスラムの教義上の解釈をめぐるというよりも、政教分離をどうするかかイスラム教義の実践をいかに進めるべきかといった、宗教と日常生活の関係を問いなおそうとするところに運動の原点があったといえる。マレー人のアイデンティティーの基礎にイスラム教があることは議論の余地がないことである以上、保守的・世俗的イスラム教の浸透はマレーシアの国民統合にはむしろ有用なことである。政府にとって問題となるのは、社会の秩序を破壊しようとする、あるいはそこまでいかなくても政府の敷いた路線を外れるような活動であ

る。そこで、政府は政府系原理主義運動を推進するとともにPASをはじめとする反政府系原理主義運動を抑え込む政策をとった。これは多岐にわたるが、その最初が1971年の憲法第10条の改正である。これにより、スルタンの地位に対する批判を封じ込める法的根拠が与えられた。後年、マハティール首相自身がスルタン制に挑戦することになるのは歴史の皮肉である。また、1974年には総理府内に宗教部（Division of Religious Affairs、現在の Division of Islamic Affairs）が設置され、宗教行政の一元化が図られた。この間、極右グループの散発的な武力活動に対してはISAが発動され、指導者・活動家の摘発が行なわれた。政府にとってその後も大きな問題となったのは、1973年からBNに参加していたPASが77年に脱退し、クランタン州をはじめとする北部諸州を中心に反政府的な原理主義運動を展開して今日に至っていることである。このことは、マハティール政権成立以降、反政府系原理主義運動が比較的鎮静化しているなかで、地域格差と結び付いて現政権が抱える難問のひとつとなっている。

2. 行政分野

マレーシアの官僚制度は基本的にはイギリス植民地政府のそれを継承、発展させたものであり、独立直後はイギリス人が多数在職して新興独立国であるマラヤ連邦の行政を担当した。しかし、外国人官僚はほぼ数年で退職し、マレー人を主体とする新興官僚層にとって代わられることになった⁽³²⁾。官僚制におけるマレー人の優位は独立の前後期を問わず明白であったが、新経済政策が開始されてマレー人の雇用機会の増大が労働政策上の重点課題のひとつとなってからは、初級職から上級職に至るすべての階層において、また一般行政職のみならず警察官、軍人などすべての職種においてマレー人が優先的に採用されるようになった。民間の雇用市場が未成熟であることからくる当然の結果である。このようなマレー人比率の増大のみならず、新経済政策遂行のための専門知識を持ったマレー人官僚テクノクラートの育成が1970

年代に入って開始された⁽³³⁾。具体的には、マレーシア国内の大学ないしは欧米（オーストラリア・ニュージーランドを含む）の大学を卒業したマレー人⁽³⁴⁾を採用後欧米の大学に留学させ、高度な専門知識を習得させようというものである。彼らのほとんどは、現在上級ないしは中堅幹部としてマハティール政権を支えている。

一方、開発に関わる行政機構の整備はどのようにしてなされたであろうか。ここではそのうちの主要なものについてのみ見ることにする。経済計画局（Economic Planning Unit—Economic Secretariatとして1957年設立、61年改組）、実施・調整局（Implementation and Coordination Unit—71年Implementation, Coordination and Evaluation Unitとして設立、72年Development Administration Unitと合同、77年改組）、統計局（Department of Statistics—49年設立、65年改組）など総理府（Prime Minister's Department）所管の諸機関は、開発行政の包括的な部門を担当する。経済計画局は、国家開発の基本方針を定めて5カ年計画の大綱を作成したり、5カ年計画の成果を評価して政府に対して助言を行なうなど、開発行政の要ともいえる地位にある機関であり、国家開発計画委員会（National Development Planning Committee）を経て内閣に答申を行なう。なお、同局には欧米の大学院で学位を取得したエリート官僚が少なくない。また、実施・調整局は新経済政策、ルック・イースト政策、民営化政策など政府が打ち出した種々の政策の実施を円滑にするための機関である。

その他、産業金融部門でマレーシア工業開発金融公庫（Malaysia Industrial Development Finance Limited）が1960年に設立され、工業部門では商工省（Ministry of Trade and Industry）⁽³⁵⁾所管の連邦工業開発庁（Federal Industrial Development Authority）⁽³⁶⁾が66年に設立されるなど、経済開発関連の専門機関ならびにブミプトラ資本・ブミプトラ企業家を育成するための公企業が第1表のとおり数多く誕生した。これらの大半は1960年代の半ばから70年代の半ばにかけて次々と設立されていったものである。これを見ると、これら諸機関の設立時期と、ラザク政権の誕生（1970年）・新経済政策の開始（71年）とは直接の関係はうかがえない。むしろ、1965年の第1回ブミプトラ経済会議

第1表 主要開発関係機関・公企業の設立年次

開発関係機関・公企業名	設立年次
連邦土地開発庁 (FELDA)	1956
ブミプトラ銀行 (BB)	1965
連邦土地統合・再開発庁 (FELCRA)	1966
クランタン州土地開発公社 (KSLDA)	1967
ブミプトラ殖産振興公社 (MARA)	1966
州経済開発公社 (SEDC)	1964~73
マレーシア農業銀行 (ABM)	1969
パハン州投資・工業公社 (PIIA)	1969
国营企業公社 (PERNAS)	1969
連邦米穀公団 (LPN)	1971
パハン州農業開発公社 (PADA)	1971
東南パハン地域開発公社 (DARA)	1971
都市開発庁 (UDA)	1971
セランゴール農業開発公社 (SEADA)	1972
東南ジョホール地域開発公社 (KEJORA)	1972
パハン州貿易公社 (PTC)	1973
ジョホール州港湾公社 (JPA)	1973
農民組合庁 (FOA)	1973
中部トレンガヌ地域開発公社 (KETENGAH)	1973
マレーシア食品加工業公社 (FIMA)	1972
国营持株会社 (PNB)	1974
マレーシア重工業公社 (HICOM)	1980

(出所) 堀井健三編 『マレーシアの社会再編と種族問題——ブミプトラ政策20年の帰結』
アジア経済研究所 1989年 34ページ。

(Konggres Ekonomi Bumiputra Pertama) ならびに68年の第2回ブミプトラ経済会議 (Konggres Ekonomi Bumiputra Kedua) の結果出てきたものといえる。

3. 経済分野

マハティール政権以前の基本的な経済動向についてはこれまでも簡単にふれたので、ここでは開発の基本戦略が各時期を通してどのように変化していったかを見ながら、それが開発体制との関連でどのように把握されるべきかを考察する。

開発の基本戦略の重要な柱として、開発計画・工業化戦略・外資導入政策の3つを取り上げてみる。このうち、開発計画は5カ年計画として機械的に期間が設定されるものであり、農業開発・工業開発・地域開発・社会開発・教育開発など、様々な部門における開発の大綱を示すものである。これに対して、工業化戦略ならびに外資導入政策は主として経済開発・資本蓄積の観点から、機動的にその実施が検討されるものである。したがって、これら3つの政策は本質的に別個に把握すべきものであると同時に、相互に密接に関連するものでもある。特に発展途上国においては、工業化戦略と外資導入政策はほとんど対の形で考察することができる。

マレーシアの工業化戦略に関しては、他の発展途上国と同様、輸入代替型工業化ならびに輸出指向型工業化が機軸となっている。通常、マレーシアでは第1次マラヤ計画(1956-60年)において初めて工業化政策が導入されたとされている。同計画における工業化政策は、その実施過程についてそれほど具体的な形で提示しているわけではないが、創始産業条例(Pioneer Industries Ordinance, 1958)をもって工業化政策の嚆矢とする見解⁽³⁷⁾に従ってよいかと思われる。これは国内外資本の投資を促進して輸入代替産業を育成することを目的としたものである。これにより、たばこや天然ゴム製品などの軽工業品についてはある程度の輸入代替が成功したと思われる。その後、同条例の免税措置を拡大した創始産業法(Pioneer Industries Act, 1965)が制定され、輸

入代替産業部門における外資の導入に一定の役割を果たすこととなった。アメリカ、日本などマレーシアにとっての新興投資国が投資額を伸ばしたのはこの時期である。

その後まもなく、第1次マレーシア計画の政策内容を受ける形で投資奨励法（Investment Incentives Act, 1968）が制定されたが、このことは輸入代替型工業化から輸出指向型工業化への政策上の転換点を象徴するものとなった。同法の施行に伴い、自由貿易区（Free Trade Zone: FTZ）が自由貿易区法（Free Trade Zone Act, 1971）に基づいてマレー半島部の各地（主として港湾設備の整ったセランゴール、ペナン、ジョホールの各州）に設置されていった。また、これらの州を中心に工業団地が次々と造成された。1971年から始まる新経済政策は、国内的に大きな変化を招来しただけでなく、対外的にも外国企業の出資比率ならびに種族別雇用比率に関して枠がはめられることになった。さらに、外国企業の投資活動ならびに固定資産の取得が新経済政策に適合しているかどうか、ならびにマレーシア企業の合併・買収を監視する機関として外国投資委員会（Foreign Investment Committee）が経済局内に1974年に設置されている。このような新経済政策に基づく各種規制の強化は、華人資本を主体とする地場資本の投資活動の停滞を招いたが、外国資本の投資活動は順調に増加した。いいかえれば、外資に関しては新経済政策の影響は大きな障害にはならなかったということである。

マハティール政権期から重工業化政策が開始されたことはすでに述べたが、このことはやがて外資規制の緩和につながることになる。資本力のない地場民間資本にかわって開発支出を行ってきた政府に財政的な余裕がなくなってきたためである。事実、政府は1984年から85年にかけて、何度か外資規制の緩和を示唆ないしは実行している⁽³⁸⁾。このような一連の動きは1985年に始まる世界同時不況により加速されることになり、従来の投資奨励法は外資規制を大幅に緩和した投資促進法（Promotion of Investments Act, 1986）として姿を変えることになった。

4. 形式時期

前節において、マハティール首相個人の政治手法の特徴に焦点を当てながらマハティール政権と開発体制の成立との関係について考察した。また本節では、マハティール政権成立前の政治・行政・経済が開発体制に向けてどのように変化していったかを概観した。これらから理解できることは、マレーシアにおいては開発体制成立のための基盤がかなり長い期間をかけて少しずつ整えられていったということである。したがって、例えば1969年5月13日の種族暴動を契機として誕生したラザク政権をもって開発体制の成立とすることは、たとえそれが政治・経済体制の大きな変革のきっかけであったとしても、不適切であるように思われる。仮に、この事件以後の政治体制が民主主義的活動を制限された「権威主義の一形態」(a form of authoritarianism)⁽³⁹⁾に変容したととらえることは妥当だとしても、強力な権威主義的体制を実現するための制度上の整備ならびに諸勢力の統合は、必ずしも5月13日事件ないしはラザク政権の成立をもって開始されたわけではなく、むしろそれ以前から徐々に着手されていたものといえる。経済面においては、外資導入政策に関しては5月13日事件ないしはラザク政権の成立は全く関係なく、新経済政策による種々の制約が付加されたものの外資の導入そのものを制限しようというような動きにはつながらなかった。

以上からいえることは、ラザク政権の成立によって新経済政策が開始され、その実現のための様々な制度上・実態上の変化が見られたが、このことをもって「ラザク政権の成立(新経済政策の開始)」＝「開発体制の成立」という図式を成立させることは、政治面においても経済面においても無理があるということである。マハティール政権は、政治的には批判勢力抑圧のための手段と意志を十分に持ち、経済的には経済成長を新経済政策の実現と切り離して追求できる環境を持った強力な体制を構築したということができよう。

第3節 マレーシア型開発体制の論理と主体

1. 論理

開発至上主義は、開発体制の成立要件ないしは存立基盤として最も基本的なものであると考えられる。いいかえれば、あらゆる制度や政策は開発を指向し、時によっては開発の名の下に非合理や非効率が正当化されるということである。マレーシアの開発体制を考える場合、このような意味での開発至上主義は、少なくとも新経済政策以前には存在しなかったといえる。それまでの数次の開発計画は、他の発展途上国に通常見受けられる開発計画の範囲を特に逸脱したものではない。したがって、ここではその逆、すなわち新経済政策以降の開発計画に開発至上主義が体现されているかどうかの問題になる。

新経済政策は、特定の産業や地域ではなく特定の種族に開発の重点を置くという、極めて特異な内容の開発政策である。しかも、受益の対象となるブミプトラの中核であるマレー人は、人口比率は最大でありながら経済上の実績は乏しい。その意味では巨大な弱者集団といえる。その一方において、政治的・文化的には伝統的に主導権を与えられてきた強者の集団である。新経済政策は、彼らマレー人の経済力を少なくとも他の種族、特に華人と同等の地位に引き上げようというものであるが、そのみならず言語・宗教など社会のあらゆる分野におけるマレー人の優位性を確保すること、いいかえれば「マレーシアのマレー化」を最終目標としているといつてよい。それは、効率的な資源配分を重視する先進工業国の経済政策とも、高福祉・高負担のヨーロッパ型福祉国家の経済政策とも異なるものである。最優先されるのはマレー人の経済的・社会的な利益であり、他種族の諸権利はこの主要目的達成のための追加的な負担を容認する限りにおいてのみ保証される。この原則は、合併企業における種族別雇用比率の遵守に見られるように、マレーシア

国民のみならず外国資本に対しても適用される。

これが、新経済政策が規定するところの「開発」の理念であり、マレーシアの開発体制下における開発とは、少なくともこのような新経済政策の理念を否定するようなものであってはならないことになる。したがって、マレーシア型開発体制の正当性の論理は、経済合理性に基づく経済成長第一主義ではなく、マレー人優先主義に基礎を置いた経済・社会発展にあるといえる。その意味では、新経済政策は他の発展途上国が通常に採用する開発政策とは本質において異なるといわなければならない。ところで、このようなマレーシア型の開発至上主義は早晩何らかの形で見直しを迫られる必然にあるといえる。なぜなら、開発体制が確立して経済成長がある程度実現した場合、成長をいっそう加速しようという動きが表われ、それが経済合理性の追求へとつながる可能性が高いからである。事実マハティール政権においては、例えば1984年から86年にかけてあえてブミプトラ資本の育成策に反するような外資規制緩和策が連続的に講じられている。これは、国内外の経済の実態を踏まえた市場原理に基づく政策が新経済政策の理念に優先した例といえる。

それでは、なぜこのような新経済政策がマレーシアにおいて正当性を得たのか。無論、直接のきっかけは5月13日事件である。しかし、すでに1950年代からマレー人資本家に対する間接的・部分的な保護・育成政策は開始されていたし、より直接的・全面的な国家介入を要求する場となったブミプトラ経済会議は、同事件の前にすでに2回開催されている。マレー人優先政策が誕生する背景を知るには歴史をさかのぼる必要があるが、今世紀初頭にはすでにイギリス植民地政府によってマレー人に一定の特権を認める法的措置がなされている。マレー人保留地法 (Malay Reservations Enactment)⁽⁴⁰⁾がその一例である。第2次大戦後公表されたマラヤ連合案に対してマレー人が強く反発したのは、それがマレー人の既得権益を侵すものと考えられたからである。したがって、新経済政策を支える論理は植民地支配とのかかわりにおいて形成されたものといえることができるであろう⁽⁴¹⁾。

2. 主体と機能

開発体制を支えている主体、すなわちマレーシアの開発の論理を具体的に体現するのは誰か、またその機能はどのようなものを概観する。ここでは、政党、官僚テクノクラート、学者・研究者、企業集団の4者をあげる。

《政党》 政治面で開発体制を支える主体は与党連合 BN である。BN はいわば寄り合い所帯であるが、そのなかでは UMNO が中核政党であり、他の BN 内友党とは協力関係にあるとともに常に指導的な立場を保持している。したがって、種族的利害が絡むような場合はたとえ友党であっても攻撃の手を緩めることはない⁽⁴²⁾。このような立場はしばしば「マレー人の政治的優位」(Malay dominance)⁽⁴³⁾と表現されるが、このことから開発体制の政治的主体は UMNO であるといえるわけである。

政党が権力集団たるためには議會を確実に掌握する必要があるが、マレーシアの下院議員選挙制度は典型的な単純小選挙区制であり、BN・UMNO に圧倒的に有利になっている。また、UMNO の支配は地方行政機構の末端まで浸透しており、選挙の際の強力な集票組織となる。行政府は当然多数党である BN が支配するが、マレーシアにおいては各省の大臣 (Minister) のみならず次官職に相当する副大臣 (Deputy Minister) にも国会議員が就いており、行政における政党のいわゆるトップ・ダウンの支配体制が確立している。行政サービスの履行にも政党の意向が如実に反映されており、反 UMNO 勢力が強い地域に対しては補助金の配分を減らすというような対抗措置がとられることがある。また、UMNO は政治家、元官僚、現職官僚の出身者などを公企業をはじめとする多数の企業集団の役員として派遣し、さらにこれらの資本および事業の系列化を進めることによって支配を強化してきた。しかし、これらの派遣経営陣は基本的に企業家精神に欠けているため経営不振や汚職を招いており、政府の監督強化や事業整理も多少は行なわれたが、基本的な構造は変わっていないといえる。

UMNOの指導層は、その草創期においてはイギリス流の教育を受けたマレー人貴族階級を中心に構成されていたが、次第に出身階層に関係なく政治的指導力に富む者にとって代わられるようになってきた。庶民階級の出身であり、地元のマラヤ大学の出身であるマハティール首相は、従来のマレー人政治エリート像からすれば異端といってもいい部類に属するが、元教員や学生団体の元指導者など、様々な階層からなる現在のUMNO指導層のなかではごく普通の出自である。社会の各分野においてある程度社会的地位があり、政治的野心と実力に富む者が政治的階段を昇ることによって党内の地位を高めていくというのが通常のパターンである。

《官僚テクノクラート》 マレーシアの開発体制において官僚、特に高級官僚が極めて重要な機能を果たしていることは異論のないところである。開発体制内における彼らの機能は2つの面から見ることができよう。ひとつは、官僚本来の役割である行政事務の執行である。議会や政府が示した国家運営の基本指針に従って具体的な政策の手順を作成し、さらにそれを執行するという基本的な任務を果たすことである。また、専門的な立場から議会あるいは政府に対して助言を行なう。行政府としての見解は政治家である大臣や副大臣が公表することが多く、官僚が直接マスメディアに登場することはまれであるが、実質的に有する権限と権威は大きい。この意味では官僚は政党政治を支える有能な専門家集団であるといえる。一方、一般国民に対しては法的に正当化された強力な権限を行使する立場にある。その意味では、「政党→官僚→一般国民」というトップ・ダウンの一方的な意思決定の流れが基本になっている。開発体制内における高級官僚のもうひとつの機能は、政治家との結び付きが強いことである。無論これは通常はあまり表面化するものではないが、特定政治家との結び付きを強めて中央ないしは地方の選挙に立候補する高級官僚は決して少なくない。また、政治家と高級官僚の関係が汚職という形に発展することも多々ある。しかし、下級官吏の場合に比べ実際に摘発される事例ははるかに少ない。このことは、高級官僚がその能力に従って抜擢され政党政治に参加するというよりも、特定政治家との癒着に

よって私的利益を追求するという不健全な関係がなかば構造化していることを意味しているといえるであろう。

高級官僚の出身階層は、国家公務員上級職採用試験合格者（Aグループと呼ばれる）である。制度上は種族に関係なく受験できるが、採用およびその後の昇進はマレー人に有利に進められるので、必然的にマレー人の高学歴層がその大半を占めることになる。しかし他方では、手近に公務員という安定的な就職先がマレー人エリート学生層に用意されているということは、彼らの実業界への参入意欲を実質的に減退させる役割を果たしているといつてよく、マレー人実業家層の形成が政府の期待どおりに進展しない要因のひとつとしてあげることができよう。

《学者・研究者》 大学を中心とする学者・研究者集団が一国の政策運営に関わりを持つということは、先進国、発展途上国を問わず通常に見られることである。マレーシアも例外ではないが、特にその結びつきが強いように思われる。その基本的要因には、まず国内に大学が6校しかないことがあげられよう。マレーシアの人口規模ならびに初等・中等教育の普及度からすると、この数はかなり少ないといえる。これは、政府が財政支出抑制の方針から大学の新設に消極的なこととあわせて、大学教育は大衆ではなくエリートのためのものという基本的な考え方があるためである。そして、学生がエリートであること以上に、大学教員は高度な知的エリート集団である。したがって、政府の要望に基づき、個々の教員が政策決定に関与する度合いも必然的に高くなる。そのせいもあってか、教員の研究領域も一般的に純理論的なものよりも実践的・応用的なものが指向される傾向が強い。一方、大学教員の多くは与党BN内の各種族政党のどこかに所属するのが通例である。マレー人であればUMNOに、華人であればMCAに、インド人であればMICに所属することになる⁽⁴⁴⁾。また、政治指向を強めた教員のなかには、自ら政治家への転身を図るものも少なくない⁽⁴⁵⁾。その意味では、マレーシアの大学教員はかなり政治的な存在である。これは、行政と大学との結びつきの強さから考えれば、当然のことといえる。

このように、学者・研究者の多くは、開発行政の面において政府を補佐するとともに、時には政界に進出することによって開発体制を支える役割を果たしているのである⁽⁴⁶⁾。

《企業集団》 マレーシアの場合、他の ASEAN 諸国と同じような意味で、企業集団を開発体制の主体と考えることには難がある。それは、単独では国家に対して政治上・経済上の意思決定を左右するだけの圧力を行使できないからである。しかし、マレーシアにおいては、企業集団は政党ならびに政府との特別な人的・経済的な関係により、開発体制の維持および発展に関して重要な役割を果たしている。そのため、企業集団は権力の主体とみなすことができるのである。ここでいう企業集団とは、UMNO の実質的な支配下にある公企業ならびに政府の援助で育成されてきたブミプトラ企業のことである。国民経済上は重要な役割を果たしている華人系企業、インド人系企業ならびに外資系企業は含まれない。なぜなら、端的にいえばそれらはマレー人を中心とする開発体制の中核からは一定の距離にあるからである。

政府は、新経済政策の実施過程において、ブミプトラ資本とブミプトラ企業家の育成を直接の目的として、一方では公企業を多数設立し、もう一方では投資奨励法や工業調整法によって民間企業の株式所有に種族構成枠を設定した。このような政策は、ブミプトラ資本とブミプトラ企業家のある程度の育成に成功しながらも、結果としては政府・政党と公企業・ブミプトラ企業の癒着を生み出すことになった。そしてこれらの企業集団は、政治家やこれに連なる人々に役員の地位を提供するとともに、政党の有力な資金源ともなっており、開発体制を支えるひとつの重要な柱となっているのである⁽⁴⁷⁾。

第4節 マレーシア型開発体制の特質と問題点

1. 特質

マレーシアの開発体制の特質は何か、他の ASEAN 諸国のそれとどのよう
に異なるのか。これまでに述べてきた点も含め、マレーシア型開発体制の特
質と思われるものを指摘してみよう。

第1点として、体制を支配する中心勢力が政党にあるということである。
これは最も基本的な点である。独立以降（あるいは第2次世界大戦直後の時期も
含めて）、政党は常に国家の中心勢力として政治・経済・社会・文化のあら
ゆる面における最終決定権を行使してきた。軍は政界や経済界などの分野に
は進出していないし、政治的発言を行なったり政治的に活動することも表向
きには皆無である⁽⁴⁸⁾。国王はスルタンのなかから5年ごとに互選されてお
り、およそ絶対的の権威を持ちえない立場にある。経済界も政党による支配が
ほぼ確立しており、民間財界人は独自の政治的影響力を行使するだけの力
を持っていない。

また、政党支配は、種族政党の連合である BN によってなされている点に
大きな特色がある。しかもその中心勢力はマレー人政党の UMNO であり、
華人政党 MCA やインド人政党 MIC は UMNO の主導権の枠外で行動するこ
とはできない。一方、野党は政府の様々な圧力下にあり、野党内部の主導権
争いが少なくないこともあって、政権を奪取するだけの実力を備えてはいな
い。政権政党と比べ、資金力の差も歴然としている。支配の中心勢力が種族
政党であり、しかもその連合体であるということは、形式的に見る限りは確
かに支配体制の弱点であると思われる。しかし、マレーシアのような複合社
会においては、種族政党連合による支配体制が確立したことにより、ある程
度種族間の緊張が緩和されている面があることは見逃せないであろう。

第2点は、第1点と密接に関連することであるが、政党による企業支配が

普遍化していることである。このことは、以前に述べた政府すなわち行政側による公企業の拡大・系列化と密接に関連している。公企業の拡大・系列化は、新経済政策の一環としてブミプトラ企業およびブミプトラ企業家を育成することを直接の目的としたものであるが、経営権をマレー人が支配することによって、経営のみならず企業所有についてもマレー人支配を進行させることになった。いいかえれば、政府・行政と政党が一体となって公企業・私企業の双方を含む企業全体の資本と経営の再編成を行ってきたということである。そういう意味では政府・行政、政党、企業の3者の境界は不明瞭となっており、このような構造がマレーシアの開発体制を支えるひとつの要因となっているといえるであろう。

政党と企業の特別の関係を示すものに、政党の企業経営がある。これは、政党による企業支配を例示するものといえる。民間の資金力がそれほど十分でないマレーシアでは、政党自身が営利事業からの収益を政治資金として調達することはある程度必然性があったともいえる。BNの主要政党であるUMNO、MCA、MICは各々この種の事業を営んでいる。これらの企業体は系列化が進み、業種の幅も広がってコングロマリット型の巨大企業グループを形成しているだけでなく、スキャンダルの温床ともなっており、マレーシアにおける政治と企業の特殊な関係を示す証拠ともなっている⁽⁴⁹⁾。政治体制との関連で重要なことは、すでに見たように新聞・テレビ・ラジオなどの有力マスメディアの経営権を政党が掌握していることである⁽⁵⁰⁾。このことは、政権政党のマスメディア所有、支配を通じて、反政府的な言論活動の抑圧や報道管制が容易に実行できる体制が出来上がっていることを意味している。

第3点は、官僚機構が開発体制を支える有力な装置として機能しているということである。官僚機構の形成ならびに機能(特に官僚テクノクラートの役割)についてはすでにその概略を述べた。官僚機構のマレーシア的特質というものをいくつか指摘することができるが、ここでは官僚機構のなかにおける非マレー人、特に華人・インド人の役割について指摘しておきたい。官僚機構

のなかにおいて、彼らはその人口比に見合った比率を占めてはおらず、明らかに少数派であるが、特に国防省や警察など治安関係部門においてそれが当てはまる。一方、統計局やマレーシア工業開発庁など経済・通商関係部門においては、比較的多くの華人・インド人が中堅幹部、あるいは数は少ないが上級幹部として活躍している。これは、特に人事上の統計を見なくても当該官庁を訪問すれば直ちに実感できることである。マレー人優先主義が貫かれるなかで、非マレー人の力を借りなければならない面がどうしてもある以上、このような人事上の措置は今後もある程度は続くものと思われる。

第4点は、マハティール首相の独特の政治哲学と政治手法にある。それは単純に独裁という言葉だけでは片づけられない、過去の権力者とは明確に異なる個性に裏打ちされたものである。同首相の政治哲学や政治手法を特徴づけるキーワードとしてしばしば使用されるものをあげてみると、①独断的・独善的、②マレー急進派、③伝統的イスラム主義者、④親日派（ルック・イースト政策）、といったものである。また、ナンバー2の排除ないしは非力化という、ある意味では独裁者に不可欠の政治姿勢も、一貫して行使してきた。これらの諸点のうち、②と③は密接に関連したものであり、また同首相だけに見られるものではないが、④はマレーシアの政治的伝統においては極めて異質のものである。マハティール首相の強力な指導性によって、より正確にはまさに同首相の指導性のみによってルック・イースト政策は国家の指導原理としての正当性を得ているのである。そのため、マハティール以後は、労働倫理というような精神的な意味合いよりも、技術移転や技術導入促進のためのスローガンの意味合いにその役割が変化していくことが考えられる。

第5点は、経済的基盤の本質的脆弱性である。従来、マレーシアの経済構造の特質は、錫や天然ゴムなど少数の一次産品の輸出に依存した、植民地支配の遺制としての「モノカルチャー経済」という言葉に表現されてきた。それは、歴代政権が長年にわたって取り組んできた重要な経済的課題であった。このような状況は、外国資本の導入により特に1980年代に入って大きな変容を遂げた。輸出の主力はこの時期に電機・電子製品に移行し、かつて外貨獲

得の主力であった天然ゴムの生産量は1990年代に入ってタイに抜かれていく。その意味では、マレーシア経済が抱えていた課題のひとつはほぼ解決されたといってよい。一方、もうひとつの大きな経済的課題であった種族間の経済格差の是正に関しては、新経済政策以降の政府による様々な支援策にもかかわらず、ブミプトラ資本およびブミプトラ企業家の育成は当初の目標値を達成することができなかった。それにもかかわらず現在高い経済成長率を享受することができるのは、日本やアメリカを中心とする外資が工業化の推進に多大の貢献をしたからに他ならない。そしてまた、国内のインフラストラクチャや商業ルートの整備に果たしている華人の役割は極めて重要である。これらが、外資の投資誘因になっていると同時に、その投資効果を高める役割を果たしているといつてよい。このように、現在の経済成長は政治上の主要勢力であるマレー人ではなく華人企業家層と外国資本によって担われており、このような経済的基盤の脆弱性は、マレーシアの開発体制の特質のひとつとして指摘することができる。

2. 問題点

ここでいう問題点とは、開発体制の権力側にとっての問題点である。いいかえれば、マレーシア型開発体制が内在的に持つ脆弱性のことである。一見強固なマレーシアの開発体制も決して磐石ではない。政治・経済・社会各々の構造的特質に基づく基盤の弱さがあるように思われる。ここではそれをいくつか指摘してみたい。

第1点は、マレーシアの開発体制を支えている思想的な基盤が新経済政策にあることである。開発至上主義は開発体制の最も基本的な要素であるが、マレーシアにおける開発とは前述したとおりマレー人を主体とするブミプトラの利益を優先させることを前提としており、他の種族の相対的不利益を意味している。しかし、種族対立が多くの国家を分裂にまで至らしめている現状を考えると、当面は高い経済成長とマハティール首相の強力な指導性に

よって一応の安定は得ているものの、経済が極度に停滞したり何らかの理由で種族間の緊張が高まった場合、マレーシアにおいて同様の危機が発生しないという保証はないといえる。

第2点は、種族内の経済的格差が拡大していることである。従来は主として種族間の格差だけが問題視されてきたが、新経済政策開始以降はマレー人内部においても政策の恩恵を受けることのできる層とできない層の分化が顕在化してきており、所得分配の不平等として近年問題視されるようになってきた。その原因はいくつか指摘できようが、ひとつには権力の中核であるUMNOの政治手法があげられよう。すなわち、たとえプミプトラ・マレー人であっても、UMNO中央に批判的な集団・地域に対しては政治的・行政的な圧力を行使して開発の利益を得ることができないようにしてしまうやり方である。近年のクランタン州に対する中央の処遇（開発予算割当て減額の示唆など）がその好例であろう。また、貧困の撲滅が政策の主要目標にあげられながら、既得権益を持つ層とそれに連なる集団を安易に優遇してしまう点も指摘できる。これらは権力の自己保全指向と結びついていわば構造化しており、容易に変化しないもののように思われる。

第3点は、経済が外資依存型であるにもかかわらず、外資に対する政策に一貫性がないことである。無論、経済成長の原動力としての外資の役割は政府もそれなりに認識しており、法律面での整備もある程度整えられてきたが、従来から種族を問わず外資に対する警戒心は強く、その時々を経済情勢を反映して外資に対する対応は変化を見せている。ここでは最近の事例を示してみよう。1986年の投資促進法施行以後、輸出型の外資系企業は生産開始後5年間は法人税を免除されてきたが、92年になって新規に進出した企業は法人所得の30%を課税対象とされ、その他の優遇措置も部分的に変更・廃止された。政府は現存の優遇措置の全廃を検討しているようであるが、その背景には政府の産業政策の抜本的見直しがあると思われる。すなわち、従来の労働集約型産業主導の経済成長を技術集約型産業主導に転換しようという動きである。このような動きに対して、日系企業など外資系企業のなかには、現地

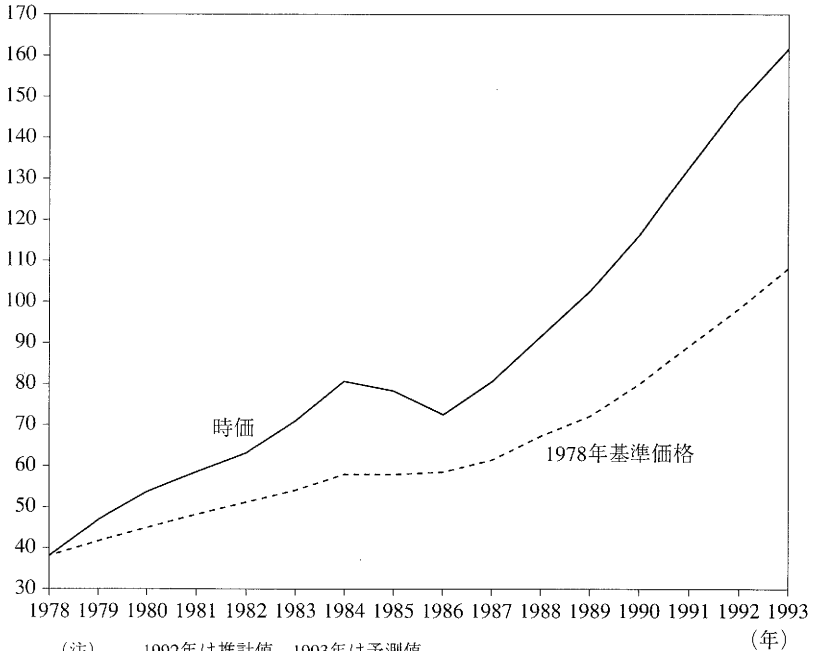
に研究開発会社を設立し政府の路線に合致するよう経営方針の転換を進めているところもあるが、マレーシアの現在の技術力や品質管理能力では容易なことではなかろう。マレーシアの政府、企業家ともに、従来からややもすると産業政策や企業経営に長期的視点が欠け、時として自信過剰に陥るところがあったように思われるが、仮に外資に対する優遇措置の全面的な撤廃が実施段階に入った時、外資がベトナムや中国に投資の重点を移すことは十分に考えられることである。そのような場合、マレーシア側が自立的な成長経路に乗っているかどうかは保証の限りではない。単なる生産ラインの整備だけでは不十分であり、研究開発や商品企画を自力で行なうだけの実力をつけておく必要があろう。仮にマハティール政権が今後の対応を誤れば、開発体制の基盤が弱体化することもあり得よう。

第4点は、地域的に与党 UMNO の支配権が脆弱な地域がいくつかあることである。サバ州、サラワク州そしてクランタン州がこれにあたる。サバ州およびサラワク州は歴史的にも種族的にも半島部マレーシアとは一線を画しており、BN に参加する政党の構成にも選挙ごとに変化が見られる。また、連邦政府と UMNO の介入によって両州の自治権は大幅に制限されており、政治的にも経済的にも半島部と比較して冷遇されているとって過言ではない。ムスリム対非ムスリムの宗教をめぐる対立も少なくなく、また地元住民の意向を無視した森林開発に対する不満も強い。クランタン州の場合は伝統的にイスラム政党 PAS が強く、UMNO 支配には反発を示してきた。外資の進出においても西海岸に比較して東海岸の諸州への進出は遅れており、上記第2点において指摘したような所得格差が広まってきている。これらの地域問題は、マハティール政権の巧妙な対策が功を奏してか現在のところ開発体制を揺るがすほど深刻なものとはなっていないが、潜在的不安定要因であることは否定できないであろう。

3. 経済成長との関連

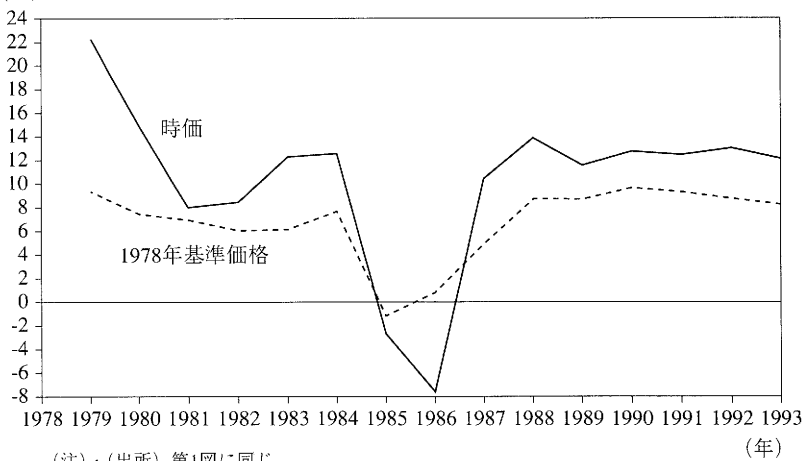
開発体制の主要目標が経済成長にあることはいうまでもない。それでは開発体制下において、実際に経済はどのような成長を遂げたのであろうか。いくつかの経済指標を見ることによってそれを確認してみよう。第1図は国内総生産（GDP）の変化を、第2図はその成長率の推移を見たものである。これを見ると、少なくとも1984年まではマレーシア経済は概ね順調に発展してきたとすることができる。1985～86年にかけて成長率の大幅な落ち込みが見られるが、これは85年の世界不況の影響で一次産品の価格が大幅に下落したことが主たる原因である。同様の現象はタイなど他のASEAN諸国にも見ることができる。数次の開発計画に基づいて工業部門の育成を図りながらも、依然として一次産品が輸出品目の最上位を占めるという伝統的経済構造の弱点が露呈したといえよう。しかし、このような不況も長期間には及ばず、その後のマレーシア経済は急速に回復していった。経済が完全に回復過程に入った1987年以降の経済成長は非常に順調である。ここ数年成長率のわずかな低下が見られるが、これは加熱気味の景気に若干の下方修正が加えられたものと考えられる。世界不況後のこのような発展をもたらした大きな要因は、1985年9月のいわゆる「プラザ合意」を契機としたドル安・円高に苦しんだ日本の製造業が、生産拠点の海外移転を進めるにあたり、規制緩和をもってこれに応えた外資政策の成功によるものといえる。同時期台湾などの新興外資も大量に流入することになったが、マレーシアは官民あげてその積極的な受入れに努めた。事実、他の東南アジア諸国のうちこの時期に外資を受け入れるだけの国内体制が整っていなかった国々は、現在に至ってもなかなか成長経路に乗ることができないでいる。一方、産業構造はどのような変化を見せたのであろうか。1987年に製造業比率が農林水産業比率を越えたことはすでに述べた。第2表は国内総生産の産業別構成を示したものであるが、これによると近年はその比率がほぼ2対1になっており、産業構造の高度化はますます進んでいるといえる。

第1図 国内総生産（1978～1993年）



(注) 1992年は推計値。1993年は予測値。
 (出所) Department of Statistics, *National Accounts Statistics, 1988-1990*, クアラルンプール, 1991年, 13ページ, および Ministry of Finance, *Laporan Ekonomi, 1992/93*, クアラルンプール, 1992年, xiiiページ。

第2図 国内総生産成長率（1978～1993年）



(注)・(出所) 第1図に同じ。

第2表 国内総生産の産業別構成比率 (1972～1993年) (%)

セクター	年次	1972	1976	1980	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
農林水産業		29.1	27.8	22.9	20.1	20.8	21.4	21.8	21.0	20.4	18.6	17.2	16.0	15.0
鉱業・採石		6.2	4.9	10.1	10.5	10.5	11.1	10.6	10.2	10.2	9.7	9.2	8.7	8.0
製造業		14.4	17.4	19.6	20.3	19.7	20.9	22.5	24.4	25.5	26.9	28.1	29.3	30.9
建設業		4.0	3.7	4.6	5.2	4.8	4.1	3.4	3.2	3.3	3.6	3.8	3.9	4.1
電気・ガス・水道		1.9	2.1	1.4	1.5	1.7	1.8	1.8	1.8	1.9	1.9	2.0	2.1	2.2
運輸・倉庫・通信		5.1	6.0	5.7	6.0	6.3	6.7	6.7	6.7	6.7	6.9	7.0	7.1	7.2
卸売・小売・ホテル・レストラン		12.9	12.4	12.1	12.3	12.1	10.6	10.5	10.5	10.6	11.1	11.7	12.0	12.1
金融・保険・不動産・ビジネスサービス		8.5	8.0	8.2	8.5	8.9	8.8	8.9	9.2	9.3	9.8	10.1	10.4	10.7
政府サービス		12.1	12.5	10.3	11.8	12.2	12.5	12.4	11.8	11.3	10.8	10.4	10.1	9.8
その他サービス		2.8	2.7	2.3	2.2	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1
(-) 銀行手数料		1.1	1.1	1.9	2.8	3.2	3.3	3.7	4.2	4.7	5.1	5.6	5.8	6.3
(+) 輸入関税		4.1	3.6	4.6	4.4	3.9	3.0	2.7	3.2	3.4	3.7	4.0	4.1	4.2
国内総生産		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(注)(1) 1984年以前は4年おきに表示。

(2) 1972年および1976年は1970年基準価格表示、1980年以降は1978年基準価格表示。

(3) 1992年は推計値、1993年は予測値。

(出所) Ministry of Finance, *Economic Report*, 各年版。

おわりに

以上から結論づけられることは、1960～70年代を通じて段階的に実施されていった政府の工業化・外資導入政策が80年代半ばの不況という外的要因の変化によってむしろ加速され、これをバネとすることによってマレーシア経済は高度成長の波に乗ることができたということである。このような持続的
高度成長は開発体制成立以前には経験しなかったものであり、その意味では開発体制は経済発展にとって重要な役割を果たしているといえる。マラヤ大学の調査によると、外資がマレーシアへの投資にあたって最も重視する要因は政治的安定だということであるが⁽⁵¹⁾、このことは1987年の種族暴動危機とその後発生した UMNO の内紛⁽⁵²⁾を乗り切ったマハティール政権の強権的ともいえる政治手法が、経済成長との関連ではむしろ積極的な評価を得ていることを意味しているといえる。その意味では、1980年代以降のマレーシアは、強権政治と高度経済成長が並立するという開発体制の成功例を示しているということができよう。

【注】

- (1) クラウチ (H. Crouch) は、1969年の5月13日事件以降マレーシアは権威主義体制に変容したと規定する。Crouch Harold, "Authoritarian Trends, the UMNO Split and the Limits to State Power," Joel S. Kahn; Francis Loh Kok Wah 編, *Fragmented Vision: Culture and Politics in Contemporary Malaysia*, ノースシドニー, Allen & Unwin, 1992年, 21ページ。一方、マレーシアの政治体制は、5月13日事件直後の権威主義的な一時期を除き独立以後今日に至るまで疑似民主主義的 (quasi-democratic) であるとする見解もある。これについては、Ichimura, Shinichi; James W. Morley, "Introduction: the Varieties of Asia-Pacific Experience," James W. Morley 編, *Driven by Growth*, ニューヨーク, M. E. Sharpe, 1993年, 27ページ参照。
- (2) 原不二夫「マレーシア・シンガポール」(滝川勉他『東南アジア現代史』有斐閣 1982年) 241ページには、「独立を求める武力闘争はマラヤ共産党指揮下のゲリラ組織＝マラヤ民族解放軍によるもの以外になく、独立認可には、親英保守派を盛り立ててマラヤ共産党を孤立させる狙いも込められていた。」とある。

- (3) 後に, Malaysian Indian Congress と改名。
- (4) 後に, Malaysian Chinese Association と改名。日本では, 中国語表記の「馬華公会」をそのまま訳語とすることも多い。
- (5) 萩原直之『マレーシア政治論—複合社会の政治力学』弘文堂 1989年 13ページ。
- (6) Gullick, John; Bruce Gale, *Malaysia: its Political and Economic Development*, プタリンジャヤ, Pelanduk Publications, 1986年, 143ページ。
- (7) Malaysia, *Second Malaysia Plan*, クアラルンプール, 1971年, 68~69ページ。
- (8) 同上書, 15ページ。
- (9) 同上書, 98ページ。
- (10) 名目上の辞任理由は, 甥が国王になるため目下の者に仕えることになり, ケダ州の習慣に反するというものであった。
- (11) 5月13日事件以降, マレー語は「マレーシア語」と称されるようになった。滝川勉他, 前掲書, 252ページ参照。
- (12) 「スルタンの地位と権威」「マレー語の国語としての地位」「マレー人の特権」「市民権」の4項目。
- (13) マレーシア連邦憲法第10条4項。
- (14) 本来の目的は共産ゲリラの取締りにあったが, 次第に適用対象が反政府運動一般に拡大されていった。
- (15) Malaysia, *Fourth Malaysia Plan*, クアラルンプール, 1981年, 11, 265, 295ページ。
- (16) 筆者は当時クアラルンプールに滞在中で本事件に遭遇したが, 実際に暴力事件が発生したわけではない。警察が動いた理由は, マレー人過激派が武器を集積しているとの噂を聞きつけたためとされているが, 具体的な内容は発表されていない。
- (17) 後に, 「ララン作戦」(Operation Lalang) と命名された。ラランとは背の高い草の一種で, 災いの象徴とされている。また, 11月にはこの作戦で合計106人が逮捕されたことが政府より公表された。
- (18) 日頃から反政府的言動の強かった民主行動党 (Democratic Action Party: DAP) 書記長リム・キットシアン (Lim Kit Siang) とその息子の下院議員は, 1989年4月まで拘留されていた。他の逮捕者が次々に釈放されていくなかで, この2人は最後まで拘留が解けなかった。政府がいかにDAPを敵視しているかの証明といえる。一方, UMNOからの逮捕者はホテル住まいをしているとの噂があった。実際, UMNOの逮捕者については収監場所が公表されなかった。
- (19) 1992年11月11日の『ニューストレイツタイムズ』(*New Straits Times*) 記者ジョスリン・タン (Joceline Tan) 女史とのインタビューによる。
- (20) Crouch, 前掲論文, 1ページ。
- (21) 同上論文, 26ページ。

- (22) Lawyers Committee for Human Rights, *Malaysia: Assault on the Judiciary*, ニューヨーク, 1990年。
- (23) *New Straits Times*, 1981年7月22日。また、このような効率重視の考え方は、政府のみならず一般国民にも求められた。一例として、マハティール首相はこの時期、マレーシアは「生産的で能率的な国家」(productive and efficient nation)でなければならないと訴えている(同紙, 1981年8月16日)。
- (24) Malaysia, *Third Malaysia Plan*, クアラルンプール, 1976年, 240-241ページ。
- (25) Malaysia, *Fourth Malaysia Plan*, クアラルンプール, 1981年, 240-243ページ。
- (26) Malaysia, *Fifth Malaysia Plan*, クアラルンプール, 1986年, 226-227ページ。
- (27) Gullick; Gale, 前掲書, 257ページ。
- (28) 同上書, 259ページ。
- (29) 政党としての正式な登録は1974年6月1日。
- (30) マレーシアは典型的な小選挙区制である。全国の下院議員選挙区は180に分かれているが、当選者は各選挙区につき1人のみである。
- (31) 一例として、DAP 副書記長でその政治力と誠実さで与党 UMNO から一目置かれていた下院議員のリー・ラムタイ (Lee Lam Thyé) が、DAP 書記長リム・キットシアンとの路線対立により政界から引退したことがあげられよう。
- (32) 佐藤宏・近藤則夫『インド・マレーシアの社会変動と国家官僚制』アジア経済研究所 1986年 194ページ。
- (33) 同上書, vii ページ。
- (34) 学部段階ではマレーシア国内の大学を出たものがほとんどである。公務員はマレー人大学生に最も人気のある就職先である。
- (35) 1991年に Ministry of International Trade and Industry と名称を変更。
- (36) 1979年に Malaysian Industrial Development Authority と名称を変更。
- (37) 堀井健三編『マレーシアの工業化—多民族社会と工業化の展開』アジア経済研究所 1990年 2ページ。
- (38) 1984年5月18日には、一定の条件を満たす外資系企業に資本の過半所有を認める旨、首相が発言。1985年4月12日には、500万米ドル以上の外国投資に関する蔵相の認可権を強化する旨、蔵相が発言。1985年7月8日には、外国資本所有比率に関する新しいガイドラインを蔵相が発表。
- (39) Crouch, 前掲論文, 21ページ。このことに関連し、フィース (Herbert Feith) は「抑圧的開発政治体制」の例としてインドネシア、フィリピン、シンガポール、イラン、韓国をあげ、さらに類似の体制を持つ国として台湾、タイ、バングラデシュをあげながらも、マレーシアをあげていないことは興味深い(坂本義和編『暴力と平和』朝日新聞社 1982年 27-56ページ参照)。フィース論文の執筆時点は1979年6月である。

- (40) マレー人保留地の歴史的分析については、Ahmad Nazri Abdullah, *Melayu dan Tanah: Tumpuan Khusus kepada Tanah Simpanan Melayu* [マレー人と土地—マレー人保留地に対する特別援助]、プタリンジャヤ、Media Intelek, 1985年が、社会経済的・法的分析については、Mohd. Ridzuan bin Awang, *Tanah Simpanan Melayu: Analisa Socioekonomi dan Perundangan* [マレー人保留地—社会経済的ならびに法的分析]、クアラルンプール、Rich'me Enterprise, 1987年が有益である。
- (41) なお、新経済政策制定時において、今後20年間の長期展望を行なうものとして第1次長期展望計画(First Outline Perspective Plan, 1971-1990, 以下OPPIと略)が発表され、マレー人優先政策は第5次開発計画(1986-1990年)終了時に見直しをすることになっていたが、現実にOPP1が終了すると、それ以降の開発政策のあり方について議論がなかなかまとまらず、当初の予定より1年遅れて第2次長期展望計画(Second Outline Perspective Plan, 1991-2000)が発表され、マレー人優先政策は以前よりはゆるい形ではあるが今後も基本的に継続されることになった。同時に、第6次マレーシア計画(Sixth Malaysia Plan, 1991-1995)も発表され、今後5年間の開発政策の基本線が固まった。ただし、従来の新経済政策(New Economic Policy)という呼称は、新開発政策(New Development Policy)に変更されている。
- (42) 1987年の大量逮捕事件の直接の原因となった華語小学校における人事問題(華語を理解しない者を校長・教頭に据える)に関し、MCAの突き上げを受けたリー・キムサイ(Lee Kim Sai)労相がこの件の善処を内閣に要望したところ、UMNO青年部から激しい辞任要求が出された。また、この件がきっかけで、労相はスルタンが国家的功勞者に対して与える称号であるDatukを剝奪された(後に再授与)。
- (43) UMNO党規約第3条6項は、マレー人およびプミプトラの特権をまず認め、その上に種族間の協力を築くべきことをうたっている。
- (44) 大学の人事においても、BN傘下の政党に所属していない教員は昇進に差し支えがあるといわれている。
- (45) 1990年の第4次マハティール内閣では、ナプシア(Napsiah Omar, Datuk)国家統一・コミュニティ開発相がマレーシア農業大学の、ラフィダ(Rafidah Aziz, Datuk Seri)通商産業相がマラヤ大学の教員出身である。また、マラヤ大学のフォン・チャンオン(Fong Chan Onn)教授は、特にマハティール首相に請われて1990年の総選挙にMCAから出馬して当選、現在教育省の副大臣をつとめている。
- (46) 大学以外の研究機関としては、マレーシア経済研究所(Malaysian Institute of Economic Research: MIER)および戦略国際問題研究所(Institute of Strategic and International Studies: ISIS)が、社会科学関係の数少ないシンクタンクとして重要な役割を果たしている。MIREおよびISISの組織概要ならびに役割については、

- 『アジ研ニュース』 No.137 1992年10月 14～15ページを参照。
- (47) 堀井編, 前掲書, 362～369ページ。
- (48) 反 UMNO 系勢力が優勢なクランタン州において, スルタン支持派の軍人が反政府クーデターを企てたという噂が1980年代後半にたったことがある。
- (49) BN 傘下政党の収益事業・資金問題については, Gomez, Edmund Terence, *Money Politics in Barisan Nasional*, プタリンジャヤ, Forum Enterprise, 1991年を参照。UMNO の収益事業・資金問題については, Gomez, Edmund Terence, *Politics in Business: UMNO'S Corporate Investments*, プタリンジャヤ, Forum Enterprise, 1990年を参照。なお, 1991年7月には, マハティール首相が議会で UMNO に企業所有の事実がない旨の報告をしている。ただし, 事実上は党の代理人を通した営利事業が行なわれているとの疑惑がもたれている。
- (50) マレーシア最大の英語紙である『ニューストレイツタイムズ』(*New Straits Times*)をはじめとして, 夕刊英語紙『マレーメール』(*Malay Mail*), 有力マレー語紙『ブリタハリアン』(*Berita Harian*)などを発行するニューストレイツタイムズ・グループ (*New Straits Times Group*) の最大株主であるフリート・グループ (*Fleet Group*—1976年設立) は, UMNO の収益事業の母体となっている。ちなみに, UMNO の有力者であるダイム (Daim Zainuddin, Datuk Paduka) 前蔵相は, 1982年にフリート・グループおよびその持株会社であるフリート・ホールディングス (*Fleet Holdings*—1972年設立) の役員に任命されている。その他, MCA は英語紙 *The Star* ならびに華語紙『通報』(*Tong Pao*) の, MIC はタミル語紙 *Tamil Nesan*, *Thinamani*, *Tamil Ossai* の経営権を握っている。また, UMNO と MIC は民間テレビ局 TV 3 の経営権も握っている。
- (51) 青木健『マレーシア経済入門』日本評論社 1990年 36～37ページ。
- (52) 1980年代半ば頃から顕著になってきた UMNO 内部のマハティール批判は, 88年に入って同党の分裂を招くに至った。前年4月の党役員選挙でマハティールと総裁職を争ったラザレイ元蔵相 (Razaleigh Hamzah, Tengku) が新政党 UMNO Malaysia を創設する一方, マハティール派は旧 UMNO を母体に新 UMNO (UMNO Baru) を設立した。前者は後に46年精神党 (Semangat 46) と名称を変更し, 1990年の総選挙においては既成野党の取りまとめ役を担うまでになったが, 結果的には UMNO (新 UMNO から党名を戻した) が下院の3分の2以上の議席を確保し, マハティール政権の基盤の強さを証明する結果となった。これは, 新経済政策後の国家開発基本戦略である新開発政策の策定と実施を容易ならしめ, 開発体制の強化につながったといえる。